

成長志向型の資源自律経済の 確立に向けた取組について

令和7年8月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課長

三牧 純一郎

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

－ 成長志向型の資源自律経済戦略

－ 産官学の連携・投資支援

－ ルール整備

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

資源制約・リスク (経済の自律性)

【資源枯渇、調達リスク増大】

1. 世界のマテリアル需要増大

→ 多くのマテリアルが将来は枯渇

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍超

→ 再生プラスチックの利用促進による再生プラスチックの奪い合い

2. 供給が一部の国に集中しているマテリアルあり

→ 資源国の政策による供給途絶リスク

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルあり

※中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止

3. 日本は先進国の中でも自給率が低い

→ 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

4. 廃棄物処理の困難性増大

① 廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）

② 一方、日本国内では廃棄物の最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

5. CN実現には原材料産業によるCO2排出の削減が不可欠

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、物質によるが、2～9割のCO2排出削減効果

※長期利用やサービス化により更なる削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

6. 資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性

① マテリアル輸入の増大、価格高騰による国富流出、国内物価上昇のリスク増大

② CE性を担保しない製品は世界市場から排除される可能性

③ 静脈産業は大成長産業になる見込み

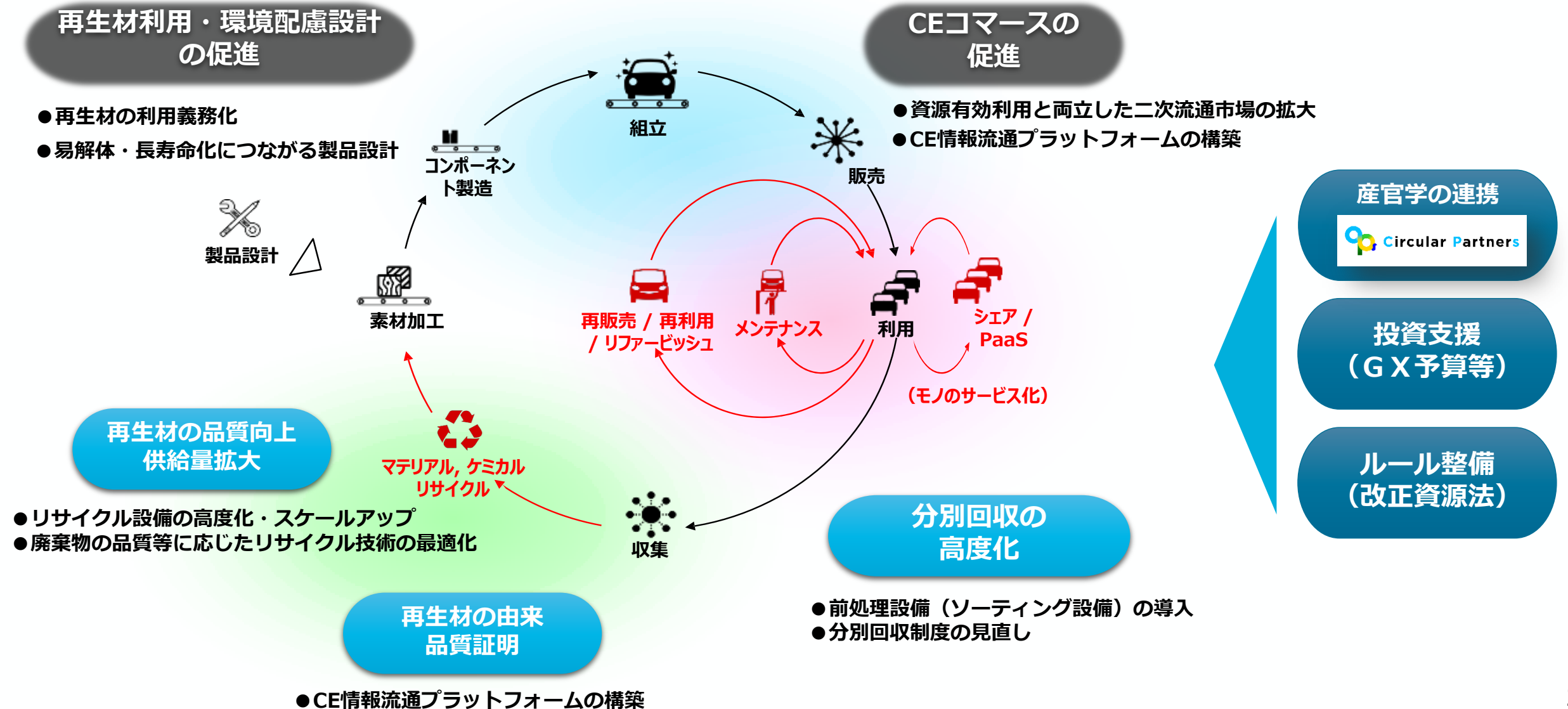
→ サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※日本国内では2020年50兆円から、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を見込む

→ 対応が遅れば、成長機会を失うだけでなく、廃棄物処理の海外依存の可能性

サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

- 設計からリサイクルに至るまで、バリューチェーン全体での多面的な措置が必要なため、**産官学連携、投資支援、ルール整備の三位一体**で推し進める。



1 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

（サーキュラーエコノミー(CE)への非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須。

- 国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップの立ち上げ。6月末時点で、約700者の参画。
- ビジョン・ロードマップ策定、地域循環モデルの構築の検討を皮切りに、その他の個別テーマ（標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等）についても、順次検討。
- 現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置付け、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェイス等について検討し、2025年を目途にデータの流通を促すCE情報流通プラットフォームの構築を目指す。

2 投資支援

（サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援することが必須。

- G X 経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくりのための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。令和7年度からの3年間も支援を行っていく。

3 ルール整備

（現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

- 再生資源の需要を喚起すること等を目指し、資源有効利用促進法を改正。
 - 再生材の利用に関する計画策定や実施状況の定期報告の義務づけ
 - 環境配慮設計を促進するトップランナー認定制度の創設等

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略

- － 産官学の連携・投資支援

- － ルール整備

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPS））

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進することにより、サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施。

会員数：723者（7月18日時点）



企業	: 586社	
	(大企業：221社、中小企業：365社（うち、小規模企業：101社）)	
業界団体	: 37団体	自治体 : 28自治体
大学・研究機関	: 24機関	関係機関・関係団体 : 48機関

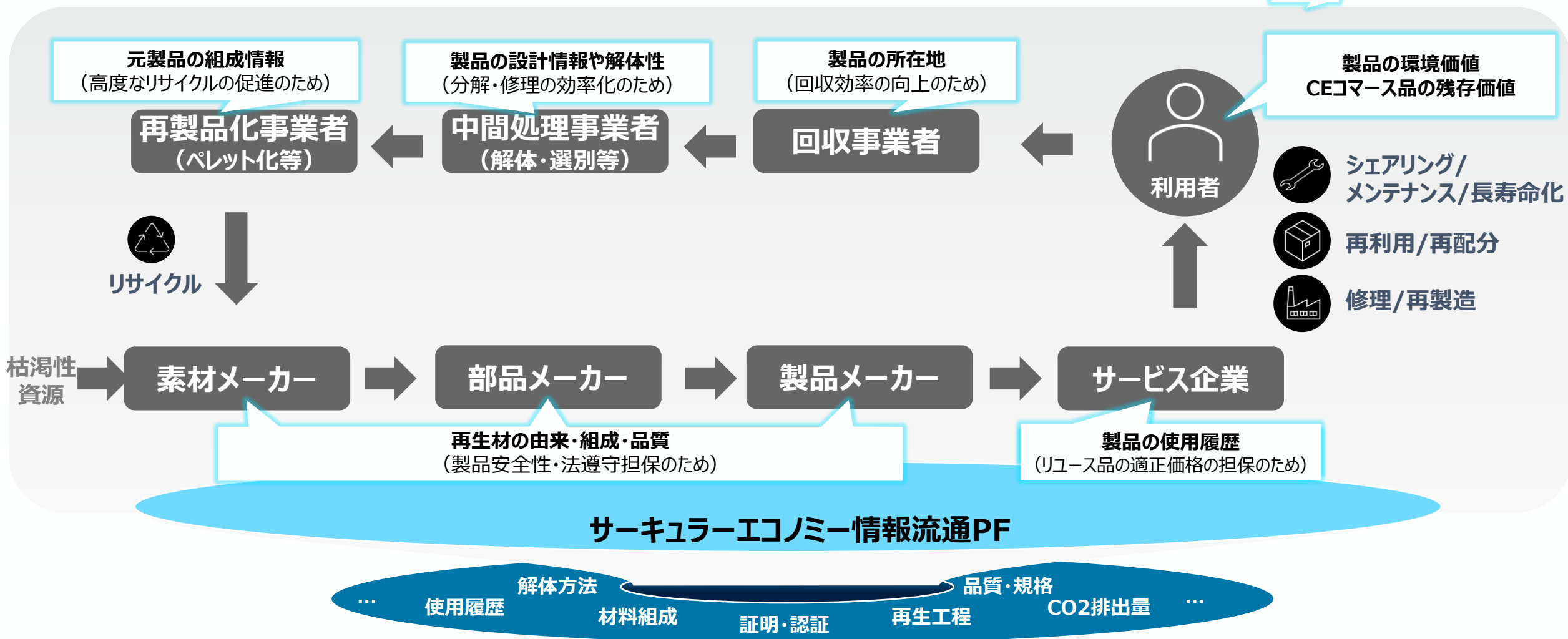
ビジョン・ロードマップ 検討WG	今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。
CE情報流通 プラットフォーム構築WG	循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。
地域循環モデル 構築WG	自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。
その他 (新規検討テーマ等)	動静脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコノミーの実現を目指す。



サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

- サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要があるが、そのためにはモノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠となる

凡例：  知りたい情報例



産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

GXグループ 資源循環経済課

国庫債務負担行為含め総額 **100億円** ※令和7年度予算額 30億円（35億円）

事業目的・概要

事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため、経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織。

事業概要

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の枠組みを活用し、関係主体の有機的な連携を通じて、

- （1）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等を支援する。
- （2）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和6年から8年までの3年間の事業であり、
短期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりに係る実証事業等を開始することを目指す。
中期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を実証事業等により商用化することを目指す。
長期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を普及させることを目指す。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略
- － 産官学の連携・投資支援
- － ルール整備

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

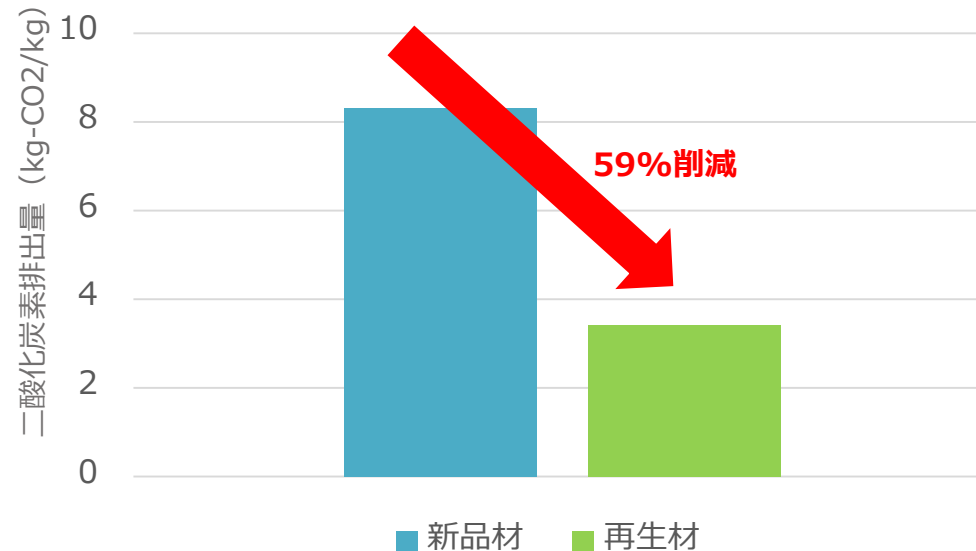
④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・ シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、**計画の作成**（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び**定期の報告を求める。**
- これにより**再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築**し、必要に応じて**再生資源利用の改善を促していく。**

プラスチックの再生材利用によるCO2排出削減効果



② 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針への反映、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイルソリューションズ株式会社HP

<複写機>

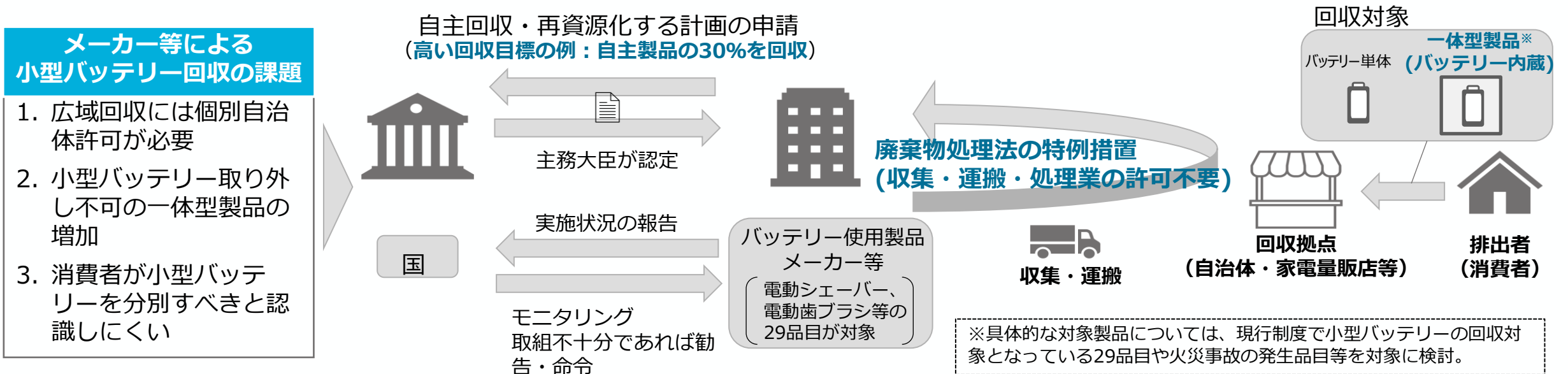


- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、回収率が低い。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、**回収率向上の要請**が強まっている。
- このため、**高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化を促進**する。



小型バッテリー使用製品事例

資源有効利用促進法

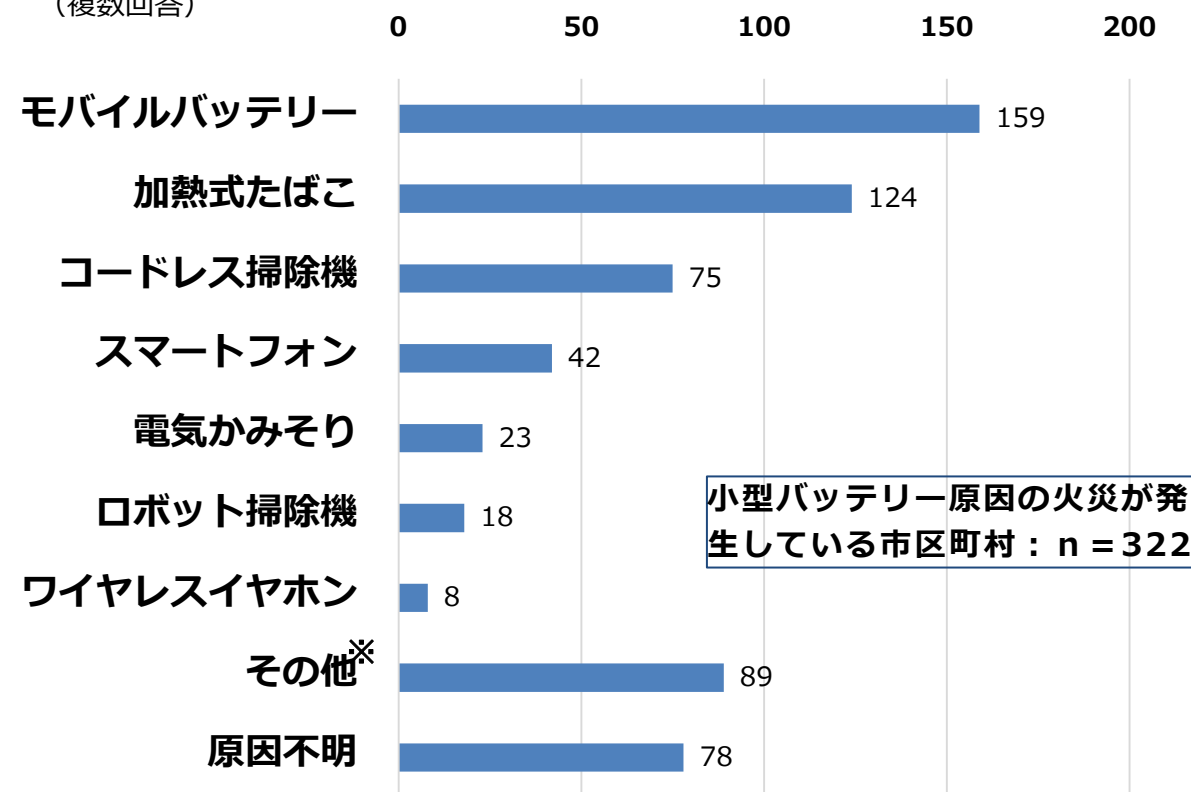
小型バッテリーの回収対象製品（29品目の一例）



火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○令和4年度実績

（複数回答）



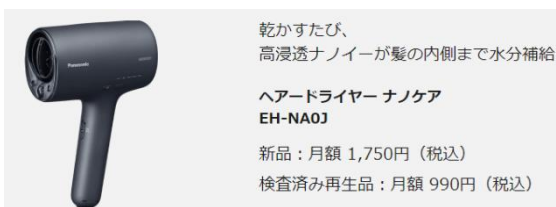
※「その他」には、CD・DVDプレーヤー、ハンディファン、電動工具等が含まれる。

データ出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和5年度）

④ サークュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）**を健全に育成する適切な規律が存在しない。**
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- ・ 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- ・ 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- ・ シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生